

水道料金改定に関するQ & A

Q 1	なぜ、料金改定が必要なのですか。																								
A 1	<p>本市では、昭和30年代から整備を行ってきた水道施設が大量に更新時期を迎え、今後、古くなった施設の更新や耐震化を進める必要があります。多くの費用がかかる中で、給水人口の減少や節水機器の普及などにより水道料金収入が減少し続けています。</p> <p>水道事業は独立採算制であり、お客様からの水道料金などで必要な経費を賄う必要があります。今後も安心・安全な水道水の安定供給を行うためにも、今回、水道料金の改定を行うこととしました。</p>																								
Q 2	料金値上げの前に、企業努力や人件費は削減をしたのですか。																								
A 2	<p>平成4年に料金改定を行って以来、令和5年まで32年間改定を行っていません。この間も事業の効率化などコスト削減に努めてきましたが、それにも一定の限界があり、このままでは老朽化した水道施設の更新などができなくなります。</p> <p>そうすると、水道水の安定供給すらできなくなることから、料金改定を行うこととしました。</p>																								
Q 3	なぜこの時期に料金改定をするのですか。																								
A 3	<p>羽生市水道事業では、今後10年間の水道事業の目指すべき方向性を示した「羽生市水道ビジョン」を令和2年度に改訂しました。更なる厳しい経営状況が続くなか、適正な施設更新、耐震対策などを計画的に実施し、将来にわたり安心・安全な水道及び水道サービスの持続を目指していくものとしております。</p> <p>そのなかで、現行の水道料金は、平成4年以来改定せずに現行料金を維持してきましたが、このままの料金を継続すると収入減少が続き、令和12年度には経営が赤字に転落する見通しとなりました。</p> <p>また、施設を更新するために用いる内部留保金（※令和4年度決算時点で約16億円の残高）は、令和10年度に底をつき、令和4年度末時点で約42億円の借入残高も更なる増加が予測されております。そのため、これまで行ってきた事業の経費縮減努力のみでは事業運営の改善は困難となってきました。</p> <p>そこで、独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくため、羽生市水道ビジョンの検討をもとに適正な水道料金への見直しを行うこととしました。</p>																								
Q 4	水道料金はどのくらいの値上げですか。																								
A 4	<p>平均改定率は22%となります。そのため、水道メーターの口径の大きさ、使用水量により改定率は違ってきます。</p> <p>一般家庭（口径13mm）における、2か月当たりの消費税込みの水道料金は、</p> <table border="1"><tr><td>2人世帯の使用</td><td>(32m³)</td><td>: 3,784円</td><td>→</td><td>4,664円</td><td>(880円の増額)</td></tr><tr><td>3人世帯の使用</td><td>(48m³)</td><td>: 6,072円</td><td>→</td><td>7,392円</td><td>(1,320円の増額)</td></tr><tr><td>4人世帯の使用</td><td>(64m³)</td><td>: 8,624円</td><td>→</td><td>10,406円</td><td>(1,782円の増額)</td></tr><tr><td>5人世帯の使用</td><td>(80m³)</td><td>: 11,440円</td><td>→</td><td>13,750円</td><td>(2,310円の増額)</td></tr></table> <p>※使用水量の目安は1人がひと月に8m³使用した場合となります。</p>	2人世帯の使用	(32m ³)	: 3,784円	→	4,664円	(880円の増額)	3人世帯の使用	(48m ³)	: 6,072円	→	7,392円	(1,320円の増額)	4人世帯の使用	(64m ³)	: 8,624円	→	10,406円	(1,782円の増額)	5人世帯の使用	(80m ³)	: 11,440円	→	13,750円	(2,310円の増額)
2人世帯の使用	(32m ³)	: 3,784円	→	4,664円	(880円の増額)																				
3人世帯の使用	(48m ³)	: 6,072円	→	7,392円	(1,320円の増額)																				
4人世帯の使用	(64m ³)	: 8,624円	→	10,406円	(1,782円の増額)																				
5人世帯の使用	(80m ³)	: 11,440円	→	13,750円	(2,310円の増額)																				
Q 5	なぜ、口径別料金体系に移行したのですか。																								
A 5	<p>口径別料金体系とは、現在一律である基本料金から、使用する水道メーターの口径の大きさにより、基本料金に差をつける料金体系です。</p>																								

現在の料金体系は、用途別料金体系といい、水道普及期において、一般家庭の料金を低く抑え、水道への加入を促すことに着眼を置いたものであり、現代では受益と費用負担のバランスが不十分であります。一方、口径別の料金体系は水道水を供給するために発生する費用を水道メーターの口径という客観的かつ合理的な基準に基づいて、使用者に公平・公正な負担を求めることができることから、口径別に変更するものです。

Q 6 水道メーターの口径が大きくなると基本料金が高くなるのはなぜですか。

A 6 水道メーターの口径が大きくなるにつれ、一度に多量の水を使うことができることから、施設の負担は大きくなります。そのため、施設の整備等にかかる経費をより多く負担していただく料金体系となります。

つまり、提供できるサービスの大きさが口径によって異なるために、口径毎に基本料金を変えており、水道メーター購入価格、口径ごとの最大流量比などをもとに算定しています。

また、給水の申込を受ける際には、どれだけの水を使うかによって口径を決めますが、水道事業では、利用者の皆様が希望する量の水が使えるように水源の確保、浄水場や配水管の整備などの準備をしています。

なお、口径別の料金体系は埼玉県内の水道事業体で8割以上採用されています。

Q 7 料金が払えないときに、分割納入などできますか。

A 7 経済的理由などの特別な理由がある場合は、分納誓約をすることで、分割納入を行うことができます。詳しくは、水道課までご相談ください。

Q 8 料金改定を行うなら、もう料金の値上げはしないほしいのですが。

A 8 当然、水道事業としての費用の削減を第一に考え、利用者の皆様の負担増になる料金値上げは避けたいところですが、今後も給水収益は減少傾向が続くものと見込まれるなか、老朽化施設の更新も進めなければなりません。おおむね5年ごとに財政シミュレーションの検証や事業計画の見直しを行い、必要となれば水道料金の値上げを行う可能性があります。

Q 9 水を全く使ってなくても基本料金がかかるのはなぜでしょうか。

A 9 水道はいつでも安全な水を安定して使用できるようにするため、きれいな水を一定の水圧で送り出す体制を維持する経費や、使用水量の検針に必要な水道メーター購入経費などの一部を基本料金でまかっています。

一方、使用水量に応じて額が変動する料金を「超過料金」といいます。これは水をお届けする量によって変動する経費をまかなうもので、動力費や薬品費、埼玉県からの用水購入にかかる受水費などが含まれます。

市民の皆様に安全・安心な水道水を安定的にお届けするために「基本料金」をご負担いただいています。

Q 10 自分の水道メーターの口径、使用水量を知りたいのですが。

A 10 検針時にお届けしている「水道使用量等のお知らせ」に記載の「口径」、「使用水量」の欄をご確認ください。